

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月1日

佐賀県知事 山口 祥 義

**佐賀県規則第4号**

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則（昭和42年佐賀県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
	事業区分	分担金の率		事業区分	分担金の率
法第2条第2項に規定する土地改良事業	かんがい排水事業	25/100（ただし、多額の事業費を要する事業として知事が別に指定するダム建設事業に要する経費については20/100）	法第2条第2項に規定する土地改良事業	かんがい排水事業	次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める率 (1) 離島振興対策実施地域等（ <u>離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規</u>

改正前				改正後			
						<p><u>定する過疎地域（同法第33条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）又は受益地内の平均の傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。以下同じ。）において行うもののうち、当該事業に要する経費に対する国の補助の割合が55/100であるもの 20/100（多額の事業費を要するダム建設事業として知事が別に指定するもの（以下「指定ダム建設事業」という。）にあつては、15/100）</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる事業以外の事業 25/100（指定ダム建設事業にあつては、20/100）</u></p>	
	基幹水利施設ストックマネジメント事業	<u>25/100（ただし、ダム、排水機場及び排水樋門に要する経費については20/100）</u>		基幹水利施設ストックマネジメント事業	次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める率	<p><u>(1) 離島振興対策実施地域等又は失効前の急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条第3項の規定により知事が指定した急傾斜地帯において行うもののうち、当該事業に要する経費に対する国の補助の割合が55/100であるもの 20/100（ダム、排</u></p>	

改正前			改正後		
					水機場及び排水樋門に係る事業（以下「ダム事業等」）にあつては、15/100) (2) 前号に掲げる事業以外の事業 25/100（ダム事業等にあつては、20/100）
ほ場整備事業	略		ほ場整備事業	略	
	干拓地等農地整備事業	25/100（ただし、多額の事業費を要する事業として知事が別に指定する基盤造成事業に要する経費のうち工事費については20/100）		干拓地等農地整備事業	25/100（多額の事業費を要する基盤造成事業として知事が別に指定するものにあつては、20/100（工事費に限る。））
略			略		
農地開発事業		17.5/100（ただし、多額の事業費を要する事業として知事が別に指定するダム建設事業に要する経費については12.5/100）	農地開発事業		17.5/100（指定ダム建設事業にあつては、12.5/100）
略			略		
畑地帯総合整備事業		25/100（ただし、上場地区については20/100）	畑地帯総合整備事業		25/100（上場地区にあつては、20/100）
略			略		
経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業（一般型及	区画整理事業にあつては25/100、その他の事業にあつては22.5/100（その他の事業について、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に	経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業（一般型及	次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める率 (1) 区画整理事業 25/100 (2) 前号に掲げる事業以外の事業 22.5/100（離島振興対策

改正前			改正後		
	び面的集積型)	より指定された離島振興対策実施地域、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村、半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域又は過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)にあつては、17.5/100)		び面的集積型)	実施地域等において行うもののうち、当該事業に要する経費に対する国の補助の割合が55/100であるものにあつては、17.5/100)
	略			略	
	略			略	
法第2条第2項に規定する土地改良事業以外の土地改良事業	ほ場整備事業(区画整理区域内で創設された農業近代化施設用地の整備等に関する事業に限る。)	50/100(ただし、ほ場整備事業(一般型)の工事費については55/100)	法第2条第2項に規定する土地改良事業以外の土地改良事業	ほ場整備事業(区画整理区域内で創設された農業近代化施設用地の整備等に関する事業に限る。)	50/100(ほ場整備事業(一般型)にあつては、55/100(工事費に限る。))

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則別表第1の規定は、平成30年度分の分担金から適用する。